

「北九州市犯罪被害者等支援条例」に基づく  
犯罪被害者等への支援（検討案）について

1 目的

「北九州市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的として、犯罪被害者等への支援の充実を図るもの。

2 支援の方向性

- (1) 被害者等のニーズを踏まえた支援メニューの実施
- (2) 途切れない支援による安心感の醸成
- (3) 県や県警察との役割分担

3 「北九州市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援メニュー（検討案）

【凡例】 ●：今後新たに支援を行うもの ◎：犯罪被害者等に特化した支援あり  
○：県（県警察含む）で支援あり △：一般施策で支援あり（要件有）

(1) 相談及び情報の提供等

支援メニュー		今後	現在	内容
相談・支援 窓口	多機関	実施済	◎	福岡県・福岡市と共同で設置している「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」「性暴力被害者支援センター・ふくおか」で相談を受け付ける。
	機関内	● (拡充)	◎	総務市民局安全・安心推進課を窓口として、相談を受け付け、庁内の各支援担当課との調整を図る。
法律相談		実施済	○	(県・一般施策による支援で対応)

(2) 経済的な負担の軽減

支援メニュー	今後	現在	内容
遺族見舞金	実施済	◎	犯罪被害者等に、早い段階で一時的な経済的支援を行う。 【支給金額】 遺族 30 万円、重傷病・性犯罪被害 10 万円
重傷病見舞金			
性犯罪被害見舞金			

### (3) 精神的な被害からの回復

支援メニュー	今後	現在	内容
カウンセリング	● (拡充)	○	県警察等の公費負担によるカウンセリングを受け終わった方で、引き続き受診が必要な方に費用の一部を助成する。 【助成金額(上限)】 10,000円/回 年10回まで 計20回・5年を限度

※施行日(令和8年4月1日)以降に発生した犯罪が対象であるが、施行日以降に県警察等のカウンセリングを受け終わった方に限り、施行日以前に発生した犯罪も対象とする。

### (4) 日常生活の支援

支援メニュー	今後	現在	内容
ホームヘルプサービス	●	△	日常生活を営むことが困難となった方に、家事・介護に係るホームヘルプサービスの費用の一部を助成する。 【助成金額(上限)】 4,000円/時間 1回2時間 計10回まで
配食サービス	●	×	食事を用意することに支障が生じている方に、配食サービスの費用の一部を助成する。 【助成金額(上限)】 1人1,000円/食 1人につき30食まで
一時保育サービス	●	△	監護する子を家庭で保育することが困難となった方に、一時保育・一時預かりサービスの費用の一部を助成する。 【助成金額(上限)】 1人3,000円/回 子1人につき10回まで

### (5) 居住の安定

支援メニュー	今後	現在	内容
転居費用・防犯対策費用の助成	●	×	従前の住居に居住が困難となった方に、転居費用の一部を助成する。 従前の住居に引き続き居住する方で、再被害の恐れがある方に、防犯カメラの設置や鍵の交換など防犯対策費用の一部を助成する。 【助成金額(上限)】20万円/回・1回限り
住居復旧費用の助成	実施済	○	(県による支援で対応)
緊急避難場所の提供	実施済	○	(県・一般施策による支援で対応)
市営住宅への入居の配慮	実施済	◎	従前の住居に居住が困難となった場合の一時的な使用や優先入居